



下水道かわら版

第四号

令和4年10月発行

令和5年4月から下水道使用料改定を予定しています



半田市の下水道事業（污水）は、皆さまにお支払いいただいている使用料による収入で運営をしていますが、現在、污水处理経費に対して使用料収入が足りていない状況が続いており、今後も人口減少等の要因により収入はさらに減少する見通しとなっています。

こうした状況を踏まえ、将来にわたり安全で快適なサービスを提供するため、令和5年4月からの下水道使用料改定（値上げ）に向け住民説明会を開催しました。

今回のかわら版では、下水道使用料の改定内容や、説明会当日に参加者の方からいただいたご意見や質問をお伝えしていきます。

■令和5年4月からの下水道使用料改定内容について

下水道使用料（1か月あたり）		（税抜）	
	現行	改定後	増加額
基本使用料（円/月）	450円	600円	150円
従量使用料 （円/m ³ ）	～10m ³	50円	60円
	～20m ³	90円	105円
	～30m ³	115円	130円
	～50m ³	130円	145円
	～100m ³	165円	180円
	101m ³ ～	230円	250円

改定後の使用料は、基本使用料が150円の値上げとなります。

使用水量による従量使用料は、1立方メートルあたり10円～20円の値上げとなります。

(裏面に続きます)

■ 一般家庭の 1 か月あたりの使用料（例）

1 か月に 20 立方メートル使用の場合、1 か月あたり **400 円(税抜)**の値上げ

1 か月に 30 立方メートル使用の場合、1 か月あたり **550 円(税抜)**の値上げ

※1 立方メートル = 1,000 リットルです



■ 説明会でいただいたご質問と回答

Q. 下水道につないでいない世帯が全て接続したら、赤字分は解消されるのか。

A. 仮に全ての世帯が接続していただいたとしても、赤字分は解消されません。

Q. 下水道が値上げすると、上水道も同じく値上げとなるのか。

A. 今回の値上げは下水道使用料のみであり、水道料金については変更はございません。

Q. 工事の費用に対する補助（融資あっせん制度）の活用について、市民への案内をもっと実施すべき。

A. 「水洗便所改造資金融資あっせん制度」につきましては、下水道未接続世帯に対して接続を依頼する戸別訪問時に併せてご案内をしており、今後も案内を継続してまいります。

■ YouTube 動画を作成しました

説明会の内容を動画でご紹介していますのでご覧ください。



YouTube QRコード

連載

浸水から街を守る！排水ポンプ場の紹介② ～有楽排水ポンプ場～

昭和 47、49、51 年と隔年ごとの集中豪雨で市内各所に甚大な被害を受けたことにより、雨水を速やかに排除する施設として、有楽排水ポンプ場の建設を昭和 56 年から着手し、昭和 60 年 5 月に運転を開始しました。

運転開始から 40 年近く稼働していることから、令和 6 年度より電気設備、機械設備などの更新や耐震工事を行ってまいります。



▲有楽排水ポンプ場の排水区域

【施設の概要】

所在地：川崎町一丁目 1-15

ポンプの台数：3 台

排水面積：40.5 ha

